

## 浦安市建設工事総合評価（特別簡易型指名競争入札）試行要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の13において準用する第167条の10の2の規定に基づき、浦安市が発注する工事に関して価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価」という。）の試行にあたり必要な事項を定めるものとする。

### （対象工事）

第2条 総合評価の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、浦安市建設工事等指名業者選定等審査会（以下「審査会」という。）において選定するものとする。

### （学識経験を有する者の意見の聴取）

第3条 市長は、総合評価を実施するときは、地方自治法施行令第167条の13において準用する第167条の10の2第4項及び第5項、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4に基づき、必要な事項に関して2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

### （指名通知等）

第4条 市長は、総合評価による入札を実施するときは、浦安市契約事務規則（平成8年規則第24号）第18条第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項を入札参加者に通知しなければならない。

- （1） 総合評価による入札である旨
- （2） 予定価格及び低入札調査基準価格
- （3） 評価項目及び評価基準
- （4） その他総合評価を行うために市長が必要と認める事項

### （応札）

第5条 入札参加者は、定められた期日に資料を提出し、入札に参加しなければならない。

- 2 前項に規定する資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(落札者決定基準)

第6条 価格その他の条件が浦安市にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)は、審査会において定めるものとする。

3 前項の落札者決定基準は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第11条の規定による工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を加えなければならない。

(総合評価の方法)

第7条 評価値の算定方式は、除算方式とする。

2 評価値は、

技術評価点(=標準点+加算点)÷入札価格×10,000,000

とする。ただし、小数点以下第4位(小数点以下第5位切捨て)までの算出とする。

3 加算点は、評価項目の配点の合計を換算した得点(評価項目の配点の合計が最高の者が満点、他の者は按分)とする。ただし、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨て)までの算出とする。

4 標準点は100点、加算点の満点は20点とする。

(技術の評価)

第8条 評価項目の得点は、審査会が審査し、決定するものとする。

(落札者の決定方法)

第9条 落札者の決定については、次のすべての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の範囲内にあること。

(2) 入札価格が低入札調査基準価格を下回るときは、次条の調査により適正施工が可能であるとされること。

2 評価値の最も高い者が2以上あるときは、くじにより決定する。

(低入札価格調査)

第10条 市長は、落札者となるべき者の入札価格が低入札調査基準価格を下回るときは、浦安市低入札価格調査委員会規程(平成11年訓令第10号)

を準用し、調査するものとする。

(入札結果の公表)

第11条 市長は、落札者を決定したときは、その結果を公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、総合評価の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年9月2日から施行する。